

公募型プロポーザルによる
旧染色センター貸付に係る事業者募集要項

令和7年12月

与謝野町

目次

1	募集の趣旨	1
2	事業の概要	1
3	施設概要	1
4	施設活用方針及び貸付条件	9
5	応募条件	11
6	応募スケジュール	13
7	現地説明会	14
8	質問の受付及び回答	14
9	応募	15
10	提案の審査	16
11	審査基準及び判断基準	17
12	詳細協議・契約手続	18
13	問合せ先	18

1 募集の趣旨

与謝野町では、これから的人口減少・少子高齢化を踏まえ、持続可能な町づくりを進めるため、公共施設の統廃合を進めています。

旧染色センターは、昭和 57 年、染色に関する専門的、技術的な事項の研究及び研修並びに製作を行い、染色技術の導入定着化による織物業の振興を図ることを目的とし設置されました。時代のニーズの変化により、利用者が減少した等の経緯を踏まえ、令和 7 年 3 月に廃止となりました。

その後の施設の利活用方針について協議を進めた結果、与謝野町の福祉に資する事業を行う施設として、利活用を募集することがまちづくりの観点から望ましいという結論に至りました。

今回の募集は、この利活用方針を踏まえ、民間事業者のノウハウや創意工夫を生かした提案を広く募り、利活用を希望する事業者からの提案を総合的に評価して選定することで、町の方針に合致し、福祉の増進に資する事業を推進することを目的としています。

2 事業の概要

本事業は、公募型プロポーザルにより選定された事業者を優先交渉権者として、旧染色センターの土地及び建物の賃貸借契約を随意契約により締結し、選定時に事業者から提案いただいた与謝野町の福祉に資する事業の用に供していただくことを目的とするものです。

土地及び建物の引き渡しについては、「3 施設概要」に記載の内容を把握の上、現状有姿で行うこととし、事業者の提案する事業の用に供するための改修については、事業者で行っていただくこととします。

なお、事業実施に際しては、「4 施設活用方針及び貸付条件」に示す条件を遵守いただくこととします。

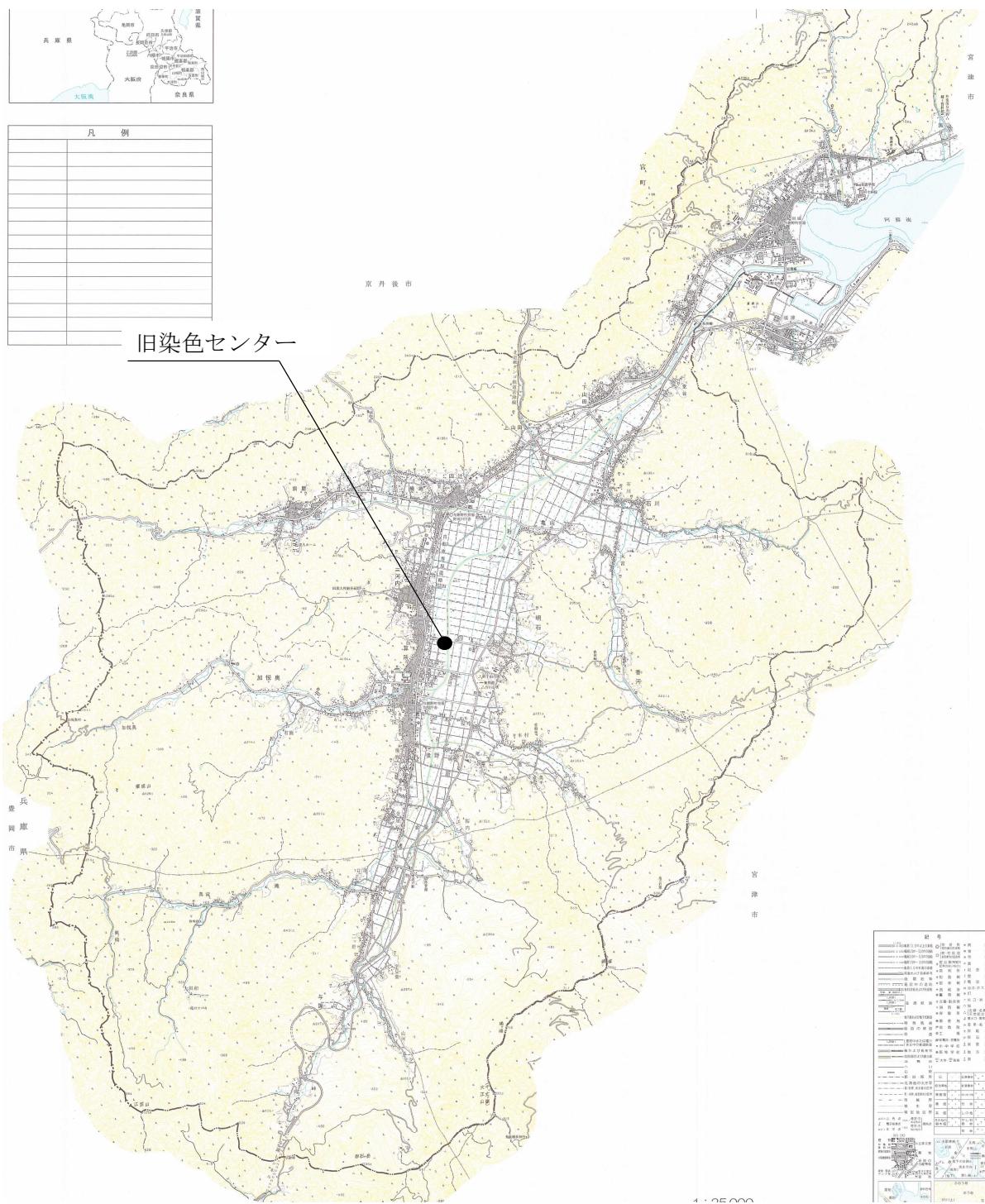
3 施設概要

(1) 物件調書

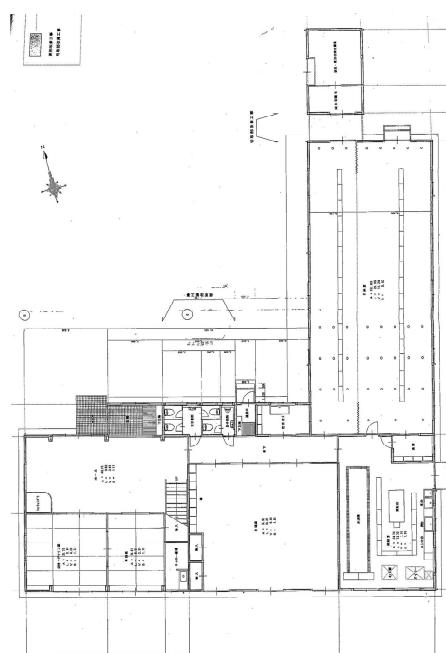
施設名称	旧染色センター	
所在地	京都府与謝郡与謝野町字算所 4 2 1 番地 1	
貸付物件	建物	旧染色センター 構造 木造（一部鉄骨造）2階建 延床面積 829.30 m ² 建築年 昭和 57 年
	土地	貸付面積 1,028 m ² （全体面積 3,282 m ² ） ※「(5) 貸付範囲説明図」参照

都市計画区域	都市計画区域外
用途地域	指定なし
容積率/建蔽率	指定なし
防火地域	指定なし
建築造成等に関する制限	建築基準法第 56 条第 1 項による道路斜線制限：指定なし 建築基準法第 56 条第 2 項による隣地斜線制限：指定なし 建築基準法第 56 条の 2 による日影規制：指定なし
都市計画事業	該当なし
都市計画施設	該当なし
地区計画	該当なし
その他の区域、地域	該当なし
上下水道等	上水道及び下水道：与謝野町上下水道課
土砂災害警戒区域等	土砂災害特別警戒区域・該当なし
アクセス	京都縦貫自動車道 与謝天橋立 IC から自動車で約 11 分（約 6.4 km） 京都丹後鉄道 与謝野駅から自動車で約 10 分（約 5.4 km）
登記	建物は未登記で、今後も登記を行う予定なし
避難所	指定なし
耐震基準	新耐震
アスベスト	調査未実施
施設利用状況	令和 6 年 4 月から閉館。
特記事項 (物件調書特記事項のとおり)	・既存建物等については、いずれも建築後相当の期間を経過していることや、廃止後使用を中止していたこともあり、施設運営開始後に老朽化に伴う不具合が生じる可能性があります。

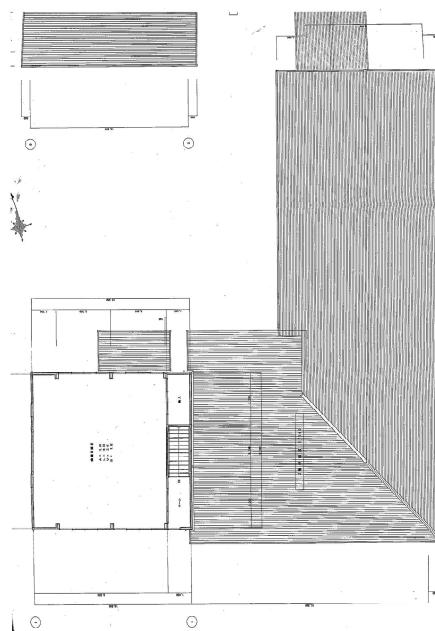
(2) 施設位置図



(3) 施設平面図



1階平面図



2階平面図

(4) 貸付範囲説明図



貸付範囲



美化活動実施範囲

(5) 美化活動範囲写真

	
No. 1	No. 2
	
No. 3	
	
No. 4	No. 5

(6) 施設写真

	
全景	内観（ロビー）
	
内観（事務室）	内観（応接室）
	
内観（染場室）	内観（実験室）
	
内観（引染室）	内観（2階）

(7) 主な設備

分類	設置状況・規格等	動作確認	備考
電気設備	低压電力・従量電灯B	停止中	
上水道		停止中	
下水道		停止中	
ガス	個別プロパン	撤去済	
消防設備	消火器 有 自動火災報知設備 有 誘導灯及び誘導標式 有	異常なし	※設置の消火器 10 基、自動火災報知設備、誘導灯及び誘導標式は不良箇所なし ※消防設備点検は令和 6 年以降未実施
通信設備	電話回線 FAX 回線 インターネット回線	解約済	

※令和 6 年 4 月以降、使用実績はありません。

※各設備は、老朽化により現状のまま使用できない可能性がありますので、関係法令に基づき事業者の責任により、再利用・改修・新設等を行ってください。

(8) 維持管理費用

分類	維持経費（千円）	備考
	廃止前（R5 実績）	
燃料費	5	灯油
電気料金	226	停止中
水道料金	41	停止中
ガス料金	56	撤去済
電話料金	84	解約済
設備点検委託料	18	
ガス漏れ警報器リース料等	8	

4 施設活用方針及び貸付条件

貸付条件に係る基本的な町の考え方は以下のとおりです。

(1) 施設活用方針

- ① 与謝野町と賃貸借契約を締結し、福祉の増進に資する事業を行うこと。
- ② 事業者が立案し、自らの資金により事業運営を行うこと。
- ③ 対象施設すべてを維持管理すること。
- ④ 事業に供するための施設改修は事業者の負担で行うこと。
- ⑤ 施設を整備・改修することに際して遵守すべき法令を遵守すること。
- ⑥ 施設の適切な管理と円滑な事業運営を図ること。

(2) 契約期間

契約開始から 3 年間。

ただし、建物の状況等を確認したうえで、協議の上合意に至った場合には、貸付期間満了日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約を締結することができます。

(3) 契約内容

- ① 建物 定期建物賃貸借契約
- ② 土地 土地賃貸借契約

(4) 貸付料

- ① 年額貸付料は 831,628 円とし、年度ごとに支払うこと。
※ただし、与謝野町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成 18 年 3 月 1 日条例第 62 号）第 4 条の規定に該当する場合は、上記年額貸付料に 2 分の 1 を乗じた金額を年額貸付料とすることとします。
- ② 貸付期間に 1 年未満の端数生じる場合は、年額貸付料を、月割で計算し、貸付期間に 1 か月末満の端数が生じる場合は、該当年次年額貸付料を、日割計算することとします。
- ③ 関連法令等の改正又は経済情勢の変化その他正当な理由により貸付料が不相当になったときは、双方協議のうえ、これを適正な価格に改訂することができます。

(5) 契約保証金

契約保証金は免除します。

(6) 用途に関する条件

- ① 「(1) 施設活用方針」に従い事業者が選定時に示した用途に供することとします。
- ② 次の用途に使用し、又は使用させることはできません。
 - ア 政治的又は宗教的用途
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用途
 - ウ 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害する

おそれのある団体等に指定されている者の利する用途

- エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物を処理するための用途
- オ 著しく近隣環境を損なうことが予想される用途
- カ その他公序良俗に反する用途

(7) 費用負担の条件

①事業者の負担とするもの

- ア 貸付料
 - イ 次に掲げる費用をはじめ貸付物件を使用又は維持管理するために必要な費用
 - a 貸付物件の電気料金、水道料金及びガス料金
 - b 貸付物件の清掃費用、草刈等の維持管理費用及び廃棄物処理費用
 - c 貸付物件の設備・工作物等の法定点検費用
 - d その他乙の貸付物件の使用に関連して生ずる費用
 - ウ 貸付物件の現状の変更に要する費用（電気、ガス、上下水道、通信等活用に必要なインフラ設備の負担を含む。）一切。
 - エ 貸付物件内の躯体を除く改修工事、設備の改修、天井・壁・床の塗装替え・張り替え等の修繕、日常の使用により発生する小修繕、その他使用により必要となった修繕に係る費用
 - オ 契約の締結及び履行に関して必要な費用
 - カ 貸付物件の現状の変更に伴う用途変更や開発審査に係る費用及び関係法令に適合させるために必要な各届出に係る費用

②町との協議により費用負担を決定するもの

- ア 貸付物件の躯体の維持保全に必要な修繕・変更・改造工事に係る費用

(8) その他貸付条件

- ① 引き渡しは現状有姿とします。
- ② 事業者は、契約締結後、貸付物件について、種類、性質又は数量に関して、契約内容の不適合がある場合であっても、履行の追完、貸付料の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。
- ③ 事業者は、貸付物件の一部又は全部が滅失し、若しくは毀損したときは、直ちにその状況を町に報告し、事業者の責に帰すべき事由による場合は、町の指示に従い事業者の負担において、原状回復しなければなりません。
- ④ 事業者は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ設計図・施工図を添えて町に書面により申し出て、町の書面による承諾を得ることとします。
- ⑤ 町は必要と認めるときは、あらかじめ事業者へ通知した上で、貸付物件の使用状況の実地調査を行うこととします。
- ⑥ 事業者は、町の事前の書面による承諾なしに次の行為をしてはなりません。
 - ア 貸付物件に係る権利の賃借権の譲渡、転貸又は使用貸借すること

- イ 契約に基づく権利の一部又は全部を第三者に譲渡し、又は担保の用に供すること
- ウ 貸付物件で行う事業のすべてを第三者に委託すること等により、貸付物件の一括転貸に類する行為をすること
- エ 貸付物件の維持保全を害するおそれのある重量物、危険物の搬入及び第三者に迷惑を及ぼすこと
- オ 町又は近隣に危険又は迷惑を及ぼす行為、その他貸付物件の良好な維持保全を害すること
- カ 貸付物件上に新築した建物・構造物の所有権を移転すること
- キ その他貸付物件の資産価値を低下させる恐れがあること
- ⑦ 事業者が指定用途、用途制限、禁止事項等の契約条項の義務に違反したとき、又は契約条項の義務に違反したことにより契約を解除した場合は、貸付料年額相当額の違約金を徴収することができます。
- ⑧ 事業者は、契約の期間内であっても、町に対して6か月前に書面により予告することにより契約を解約することができます。
- ⑨ 天災等により、乙が被った損害について、町はその賠償の責めを負わない。
- ⑩ 町は、貸付物件の保全等を行う必要があると判断したときは、事業者に対し、その保全作業中に貸付物件の一部の使用停止、使用上の制約若しくは使用の中止を含む必要な協力を要請することができるものとし、事業者は町に協力しなければならない。
- ⑪ 事業者は、契約が終了したとき又は契約が解除されたときは、自己の費用をもって貸付物件を原状に回復したうえで、町が指定する期日までに貸付物件を町に明け渡すこととします。ただし、町が特に原状回復の必要がないと認めるときはこの限りではありません。
- ⑫ 事業者は、貸付物件の明渡しに際し、その事由・名目のいかんを問わず、貸付物件について投じた必要費・有益費の償還請求又は移転料・立退料・権利金等一切の請求をしないものとします。
- (9) 施設内の備品について
- 施設内の備品については、無償で貸与することとします。不要物については、原則事業者で処分することとします。
- (10) 地域環境への配慮
- 事業者は、必要に応じて施設を運用するにあたり隣接する施設等への騒音、振動、臭気、公害等が発生することのないよう十分に配慮する内容の協定を町と締結すること。
- (11) 事業実施の時期等
- 原則、契約期間初日から1年以内に提案した事業を実施すること。
- (12) 建築計画に関する条件
- ① 建築基準法、消防法、都市計画法等の関連法規を遵守すること。

- ② 工事等に伴う騒音、振動、埃、交通安全対策等及び建築物を建設したことに起因する日影、風害、騒音、電波障害への対応等については、事業者が周辺住民等と調整し、自らの責任で解決するとともに、その費用についても負担すること。

5 応募条件

事業者募集に参加しようとするもの（以下「応募者」という。）は、自らの提案を実現する意思と能力（資格）を有する法人またはその他の団体であり、次に掲げる事項に該当していないこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者
(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
- ①当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
注 「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。
②法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
③次のいずれかに該当する者
ア 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
注 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
(4) 前記（3）に該当する者の依頼を受けて民間提案募集に参加しようとする者
(5) 地方自治法第 238 条の 3 に規定する公有財産に関する事務に従事する者
(6) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
(7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者
(8) 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が健全であると判断される者

- (9) 本要項の内容を承諾せず、遵守できない者
- (10) 公有財産の利活用について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- (11) 住所地（居住地）又は所在地の市町村へ納付すべき税の滞納がある者
- (12) 与謝野町工事等契約に係る指名停止等措置要領に定める指名停止基準その他国等契約実施機関が定める指名停止基準に基づく指名停止措置を受けている者
- (13) 前各号に掲げるもののほか町長が申込者として不適当と認めた者

6 応募スケジュール

(1) 募集要項等の配布

配布期間 令和7年12月12日（金）から令和8年1月30日（金）

配布場所 与謝野町役場 総務課 財産活用・契約室

※与謝野町ホームページからダウンロードできます。

(2) 募集及び選定スケジュール

募集から事業開始までのスケジュールは、以下のとおりとなります。

内容	期間
事業者募集要項の配布	令和7年12月12日（金）～ 令和8年1月30日（金）
現地説明会	令和7年12月22日（月）
質問等の受付	令和7年12月12日（金）～ 令和8年1月14日（水）随時
質問に対する回答	令和7年12月12日（金）～ 令和8年1月20日（火）随時
応募書類の受付	令和8年1月21日（水）～ 令和8年1月30日（金）
審査（プレゼンテーション等）	令和8年2月中旬（予定）
選定結果通知・公表	令和8年2月中旬（予定）
提案内容の協議	令和8年2月中旬～ 令和8年2月下旬（予定）
契約の締結	令和8年3月上旬（予定）
対象物件の引き渡し	契約締結時
事業開始	契約締結から1年以内

※審査（プレゼンテーション等）以降の予定は、あくまで予定であり、今後変更となる場合があります。

7 現地説明会

物件の引き渡しは現状のままで行いますので、事前に現地の確認をしてください。

なお、希望者があった場合のみ物件の現地説明会を以下のとおり行います。希望される場合は、令和7年12月19日（金）正午までに与謝野町役場 総務課 財産活用・契約室（0772-43-9010）までご連絡ください。

○説明場所 旧染色センター

京都府与謝郡与謝野町字算所421番地1

○説明日時 令和7年12月22日（月）午後1時30分

※お車でお越しの場合は、物件内に駐車してください。

参考資料の縦覧

○日時 令和7年12月12日（金）から令和8年1月30日（金）まで

縦覧時間：午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

※閉庁日（土日祝日及び令和7年12月27日から令和8年1月4日）及び上記時間外における受付は、一切行いませんのでご注意ください。

○場所 与謝野町役場 総務課 財産活用・契約室（与謝野町役場本庁舎1階）

※参考資料の複写はできません。

8 質問の受付及び回答

本要項（募集内容に関することや本町が提示する条件等）に関して質問がある場合は、質問書（様式第4号）により、持参のほか、郵送、ファックス、電子メールで提出すること。なお、電話または直接の質疑は受け付けません。

（1）質問の受付期間

令和7年12月12日（金）から令和8年1月14日（水）

※受付時間は、土曜日、日曜日、祝日及び令和7年12月27日（土）から令和8年1月4日（日）を除く午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は、締切日必着とします。

（2）提出方法

持参、郵送、ファックス、電子メールで以下まで提出してください。

〒629-2292 与謝野町字岩滝1798番地1

与謝野町役場 総務課 財産活用・契約室

FAX 0772-46-2851

E-mail somu@town.yosano.lg.jp

（3）回答日時

令和7年12月12日（金）から令和8年1月20日（火）

（4）回答方法

質問への回答は、与謝野町ホームページに掲載し、個別には回答しません。なお、質問書に対する回答をもって、募集要項の補完、追加及び修正とします。また、評価基準・

評価体制に関する質問、掌握事項に関する質問及びインフラ配管図等、本来応募者が調べるべき事項、又は個々の企画提案により変わる建築指導や開発指導に関する質問の回答は行いません。

9 応募

(1) 提出書類

- ① 公募プロポーザルによる旧染色センター貸付事業者募集申込書（様式第1号）
- ② グループ協議書（様式第2号）※必要に応じた提出
- ③ 誓約書（様式第3号）
- ④ 企画提案書（様式第6号）
 - ア 提案趣旨書（様式第7号の1）
 - イ 事業計画書（様式第7号の2）
 - ウ 資金計画書（様式第7号の3）
 - エ 収支計画書（様式第7号の4）
 - オ 施設活用計画図（様式第7号の5）
- ⑤ 会社・法人の登記事項証明書
- ⑥ 町税納税証明書（市区町村で発行する滞納がない証明）
- ⑦ 消費税等納税証明（その3の2またはその3の3 未納税額がない証明）
- ⑧ 過去3カ年の決算関係書類（財務4表）
※設立3年未満の場合は、設立から提案時点までのもの
- ⑨ 法人概要、事業経歴書及び事業例がわかる資料（パンフレット等）

(2) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留に限る。）とします。

(3) 提出場所

〒629-2292 与謝野町字岩滝 1798 番地1
与謝野町役場 総務課 財産活用・契約室

(4) 応募期間

令和8年1月21日（水）から令和8年1月30日（金）

受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は、締切日必着とします。

(5) 留意事項

- ① 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。
- ② 提出された書類の内容を変更することはできません。
- ③ 提出された書類は返却しません。
- ④ 申込みに要する費用は、応募者の負担とします。
- ⑤ 申込み後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第号）を提出してください。

- ⑥ 提出書類は、与謝野町情報公開条例に基づく情報公開の請求により公開する場合があります。
- (6) 提案書（提案概要及び企画提案書）の取扱い・著作権等
- ① 提案書の著作権は、提案者に帰属しますが、提案書の返却は行いません。
- ② 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った提案者が負うものとします。
- ③ 与謝野町情報公開条例に基づき、情報公開請求により提案概要及び企画提案書のうち契約書の内容となった部分について公開対象とし、公開することがあります。

10 提案の審査

(1) 参加資格の審査

- ① 提案者が「5 応募条件」に記載の条件等を満たしているか審査を行います。
- ② ①と併せて、提案書類の内容が「4 施設活用方針及び貸付条件」に記載の条件を満たしているか書類審査します。
- ③ 審査の結果、①及び②の要件を満たしていることが確認された提案を有効提案とし、提案者に対して参加資格審査結果通知書により審査結果を通知します。
- ④ 有効提案となった提案を提出した者に対しては、③の通知と併せて提案審査の日程等を通知します。
- ⑤ 審査の結果、有効提案とならなかった提案者に対しては、参加資格審査結果通知書により審査結果を通知しますが、審査結果の異議申し立てには応じません。

(2) 提案の審査

- ① (1) 参加資格の審査において有効提案となった提案について、審査委員会において、「11 審査基準及び判断基準」、「(1) 審査基準」の表に記載する「I 資格要件」を満たしていることを確認したうえで、「II 選定基準」に基づき審査を行います。
- ② 審査にあたっては、提案書等の内容についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。
- ③ プrezentation及びヒアリングを行い、「II 選定基準」に基づいて審査委員会委員（以下委員という。）の採点の平均点（少数第2位を切捨て）が最も高い提案をした者を優先交渉権者、次点の提案をした者を次順位交渉権者として選定します。
- ④ 総合点数が同点の場合は、審査委員との協議の上、審査委員長が優先交渉権者を選定します。
- ⑤ 優先交渉権者及び次順位交渉権者の選定には配点合計の6割以上の得点を必要とすることとします。
- ⑥ 応募者が1名しかなかった場合、応募者が行った提案が配点合計の6割以上の得点を獲得した場合は、その者を優先交渉権者として選定します。

(3) 審査結果の公表・通知

提案の審査の結果については、以下の事項について町ホームページで公表するとともに、応募者の審査結果について応募者ごとに個別に郵送にて通知します。

なお、審査結果の異議申し立てには応じません。

○公表事項

- ①優先交渉権者：事業者名称・事業内容・評価点数
- ②優先交渉権者以外の者：評価点

11 審査基準及び判断基準

(1) 審査基準

審査項目		評価内容	判定/配点
I 資 格 要 件	応募資格	本要項の条件を満たしているか	適・否
	(1) 福祉増進への貢献度	・与謝野町の福祉の増進につながる事業であるか	30
II 選 定 基 準	(2) 実現性・経営の安定性等	・提案の内容が明確であり実現性があるか ・提案内容に計画性があり、契約期間中において持続的・安定的に事業実施を行うことができるか ・持続的・安定的に事業実施を行うことができる経営基盤・体制があるか ・同種の事業の実績があるか	30
	(3) 地域との調和等	・地域への安全・環境等に対する配慮・対策がとられているか ・地域との連携について考えがあるか	20
	(4) 法令適合性、リスク管理等	・非常災害時の対策がとられているか ・収支的に安定した運営のための見通しや具体的な方法があるか ・民間活力等の導入に当たって法令上支障となる事項はないか	20
合計			100

※社会福祉法人による提案の場合は、各委員が行った「(1) 福祉増進への貢献度」に

についての採点に20%を加点（小数第2位以下切捨）することとします。ただし、採点が満点（30点）であった場合は、加点は行いません。

（2）評価点の判断基準

審査項目に係る評価の判断基準	評価	得点の算出方法
実施内容が優れている	A	配点×1.00
実施内容がやや優れている	B	配点×0.75
実施内容が標準的である	C	配点×0.50
実施内容がやや劣っている	D	配点×0.25
実施内容が劣っている（加点水準に達していない）	E	配点×0.00

12 詳細協議・契約手続

（1）事業化に向けた協議

- ① 町と優先交渉権者は、提案内容を基に具体化に向けて協力して詳細協議や必要な手続き等を行います。
- ② 協議は、原則として優先交渉権者が行った提案の範囲内で行います。
- ③ 協議に係る費用は、優先交渉権者の負担とします。
- ④ 必要に応じて地域住民等へ説明会を行っていただき、地域住民の同意を得たうえで事業を実施してもらうことがあります。

（2）選定の取消し

以下の事由が生じた場合、町は優先交渉権者の選定を取り消します。この場合において、優先交渉権者に損害が生じても町は一切その責を負いません。また、町に生じた損害は優先交渉権者が賠償するものとします。

- ①本要項「5 応募条件」に記載の事項を満たさなくなったとき。
- ②提案書類に虚偽の記載をしたとき
- ③地域（自治会等）の同意が得られなかったとき

（3）契約締結

協議成立後、提案事業の実施について事業者と随意契約を締結します。

（4）事業実施

事業者は、原則、契約期間初日から1年以内に提案した事業を行うこととします。

13 問合せ先

不明な点がある場合は、下記にお問い合わせください。

与謝野町役場 総務課 財産活用・契約室

〒629-2292 与謝野町字岩滝 1798 番地 1

電話 0772-43-9010 FAX 0772-46-2851

E-mail somu@town.yosano.lg.jp